



日本共産党名古屋市議員 柴田民雄

昭和区市政ニュース No. 7

[2015/7/05 発行]

発行 日本共産党名古屋市議員団 〒460-8508 名古屋市中区三の丸 3-1-1 名古屋市役所東庁舎 3F Tel 052-972-2071
名古屋市議員柴田民雄事務所 〒466-0849 昭和区南分町 3-3 Tel 052-858 3255 Fax 052-858-3256
tamio.jcpweb.net / shibata@tamio.jcpweb.net / @shibata_pin / www.facebook.com/tamio.shibata



7/11(土)「戦争資料館」オープン

「愛知・名古屋 戦争に関する資料館」が7月11日にオープンします。

この資料館は、平成6年(1994年)に愛知県議会で、翌平成7年(1995年)に名古屋市議会で、それぞれ「戦争メモリアルセンター(仮称)の建設」を求める請願が全会一致で採択された(名古屋市議会は財政勘案)ことから、愛知県と名古屋市共同で開設に向けての検討が始まり、21年の歳月をかけてやっと開館にこぎつけたものです。

場所は天津橋にある愛知県庁天津橋分室という、昭和8年建設の歴史的建造物です。耐震補強工事後、1階部分を資料館として公開することになりました。

愛知県全域から寄贈された約7,500点の実物資料・文書・書籍などのうち約200点を常設展示。四半期に1度程度をめぐり入れ替えを行ってゆく計画です。年間6,000人の来館を見込んでいます。

残念ながら狭小な施設なので一度に入れるのは30人程度。5人以上で解説員が案内をするとのこと。

ぜひ親子でご来館いただき、積極的なご意見をお寄せください。

入場無料
休館:月火曜
10時~16時
H27年度は
8/31まで無料

名古屋城
市役所
県庁
大津橋

④出口

愛知・名古屋戦争に関する資料館

メールマガジンにご登録を

市議員柴田民雄の活動状況を直接お手元にお届けするメールマガジンを不定期発行しています。

登録方法は、右下のQRコードを読み取って表示されるメールアドレス(手打ちで mtouroku@tamio.jcpweb.net でも可)に空メールを送るだけ!簡単です。なお、メルマガの送信元は mmaga@tamio.jcpweb.net です。ここからのメールを拒否してしまわないように、迷惑メール対策にご注意ください。

登録したのに送られてこない場合は shibata@tamio.jcpweb.net までお問い合わせください。



国民健康保険の減免該当者は必ず申請を!

市政ニュース No.5で、国民健康保険の特別軽減制度に該当する世帯に対し、今年から分かりやすい文書を送るという対応が始まったことをお知らせしましたが、図が見にくいとのご指摘を頂きましたので再掲します。特別軽減該当世帯には「あなた

たの世帯は、下記①の減免の要件に該当しています。」と書かれた黄色い案内書が届いています(非該当は青色)。必ず区役所で申請書をもって今年中に申請してください。申請しないと減免を受けられません。

自動減免は引き続き要求してゆきます。

保険料の軽減制度について

あなたの世帯は、下記①の減免の要件に該当しています。

区役所または支所の窓口で申請していただくと、保険料額を安くすることができます。名古屋市国民健康保険では、保険料負担を軽減するため、さまざまな減免制度を設けています。詳しくは、以下の「保険料の減免」をご確認ください。
※平成27年度分の申請がお済みの場合は、再度申請する必要はありません。

保険料の減免

減免を受けるには、納期限(最後の納付月の末日)までにお住まいの区の区役所保険年金課保険係または支所区民福祉課保険係の窓口で申請してください。

【世帯単位(世帯主と被保険者全員)で判定する減免制度】

減免の要件	減免される額	申請に必要なもの
①「保険料の減額(※)」に該当している世帯 ※詳しくは裏面の「保険料の減額」をご覧ください。	被保険者1人につき 年間2,000円	・保険証
②「保険料の減額」が適用されていない世帯で、平成26年中の所得の合計が「66万円+(35万円×被保険者数)」以下の世帯	均等割額の2割	・保険証
③平成26年中の所得が1,000万円以下の世帯で、今年の見込所得が264万円以下かつ平成26年中の所得の8/10以下に減少した世帯	所得割額の3割から7割	・世帯主と被保険者全員の今年の収入がわかる資料(給与明細、帳簿など)
④事業を休業したことにより、世帯の今年の見込所得が赤字となる世帯	保険料額の7割	・保険証
⑤災害により、居住する家屋に全壊(全焼)、半壊(半焼)、床上浸水の被害を受けた世帯	災害発生月から6か月以内の保険料額の全額または5割	・り災証明書または被災証明書 ・保険証

【個人単位で判定する減免制度】

減免の要件	減免される額	申請に必要なもの
⑥平成26年12月31日現在、障害者の方(身体障害者手帳の交付を受けている方等)、または、寡婦・寡夫の方のうち、次のいずれかに該当する方 ・当該被保険者の平成26年中の所得が125万円以下である。 ・「保険料の減額」のうち、「均等割額の2割の減額」が適用されている世帯に属している。	当該被保険者の均等割額の3割	・障害者の方は障害がわかるもの(障害者手帳など) ・保険証
⑦平成26年12月31日現在、65歳以上の方のうち、次のいずれかに該当する方 ・当該被保険者の平成26年中の所得が35万円以下である。 ・「保険料の減額」のうち、「均等割額の2割の減額」が適用されている世帯に属している。		・保険証
⑧刑務所等に入っているため、月初めから月末を通して医療の給付が受けられない方	当該被保険者のその間の保険料額	・拘留期間などの証明書 ・保険証
⑨被用者保険の被保険者が後期高齢者医療制度の適用を受けることに伴い、その被扶養者が国民健康保険の被保険者資格を取得する場合で、国民健康保険の資格取得時に65歳以上である方	当該被保険者の均等割額の5割及び所得割額の全部	・被用者保険の喪失証明書 ・保険証

裏面の注意事項に続きます。